

## 第2条第1項各号の具体的実施内容について

### 1 高齢者等に対する「緩やかな見守り」の実施に関すること

乙は、日常業務において、高齢者等の何らかの異変を発見した場合に、別に甲が提供する連絡先に状況を報告する。ただし、生命の保護の観点から緊急の対応を要すると判断した場合は、所轄の警察署や消防署に直接通報するものとする。

### 2 認知症の方やその家族を支える地域づくりへの協力に関すること

乙は、「認知症サポーター養成講座」の受講等により、認知症に関する正しい知識の習得に努めるとともに、認知症の方やその家族が困っている場合に可能な範囲で支援する。

### 3 高齢者等の消費者被害の防止に関すること

乙は、日常業務において、高齢者等の消費者被害の兆候を察知した時は、甲の関係機関等へ状況を報告する等、消費者被害の防止に努める。

また、所轄の警察署等から提供された情報等を元に、消費者被害防止の啓発活動に努める。

### 4 地域や暮らしの安全・安心の確保に関すること

乙は、「こども110番運動」に協力し、店舗や車両にステッカー等の掲示を行うとともに、地域の子どもの安全に配慮する。

また、「大阪府警察安まちメール」に登録し、リアルタイムで得た防犯情報を元に、地域の安全に配慮する。

### 5 未来を担う子どもの育成に関すること

乙は、小学校等への出前授業や町探検・職業体験の受入れを通じ、地域の未来を担う子どもの育成の一助を担う。

また、地域イベント（スポーツ振興を含む。）等を通して、子どもの夢と未来を支え、子どもと共に成長していくまちづくりの企画実践に参画する。

### 6 熊取町の魅力・情報の発信に関すること

乙は、甲が作成する熊取町PRに関するステッカー、ポスター等を郵便窓口ロビーや車両に掲出する等、町内外への熊取町の魅力・情報発信の一助を担う。

### 7 災害発生時における相互協力に関すること

2015年6月29日締結の「災害発生時における熊取町と熊取町内郵便局の協力に関する協定」に準ずる。

### 8 道路損傷の情報提供に関すること

乙は業務中に、道路の亀裂・陥没、土砂崩れ等の道路損傷を発見した場合に、別に甲が提供する連絡先に状況を報告する。

#### 9 不法投棄の情報提供に関すること

乙は、業務中に不法投棄と思われる廃棄物を発見した場合に、別に甲が提供する連絡先に状況を報告する。

#### 10 その他の地域活動支援・地域の活性化・住民サービスの向上に関すること

乙は、介護予防、高齢者虐待防止、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者の早期発見等、甲の高齢者施策や地域活動支援に協力する。

また、郵便窓口ロビーに、熊取町の広報誌をはじめ、甲が提供する情報誌等を設置するとともに、町内各種イベントへ可能な範囲で参画する。